

令和4年12月16日

日進市長 近藤 裕貴 様

日進市自治推進委員会
会長 昇 秀 樹

日進市市民参加及び市民自治活動条例第27条に規定する定期的な評価について（答申）

令和4年7月8日付け4日企第328号で諮問のありました、「日進市市民参加及び市民自治活動条例（平成24年日進市条例第2号）第27条の規定に基づく協議及び定期的な評価」について、下記のとおり答申します。

記

本委員会において、別添「日進市市民参加及び市民自治活動条例第27条に規定する定期的な評価について」に基づき検証を行った結果、「市民参加」と「市民自治活動の推進」の視点について継続し評価していくことを求めます。

なお、今後も条例の趣旨を踏まえながら、より積極的な市民参加及び市民自治活動の推進に努めることを望みます。

1 市民参加

対象事項の性質ごとに、最も効果的かつ効率的な手法によって手続が実施されているかを引き続き評価すること。

2 市民自治活動の推進

評価指標については、経年変化を把握する定量的指標と、市民意識調査等を活用した定性的指標とを組み合わせ、詳細な評価、分析の継続を求めます。また、指標の数値や量的な評価だけでなく、満足度の向上など質的な評価にも目を向け、市民参加と併せて必要とする支援が届けられるよう努めてください。